

3 計画重複等に関する検証

(1) 都市計画公園等との重複

計画決定されている都市計画道路の中には、都市計画公園・都市計画緑地・都市計画墓園（以下「都市計画公園等」という。）と計画が重複している箇所があります。

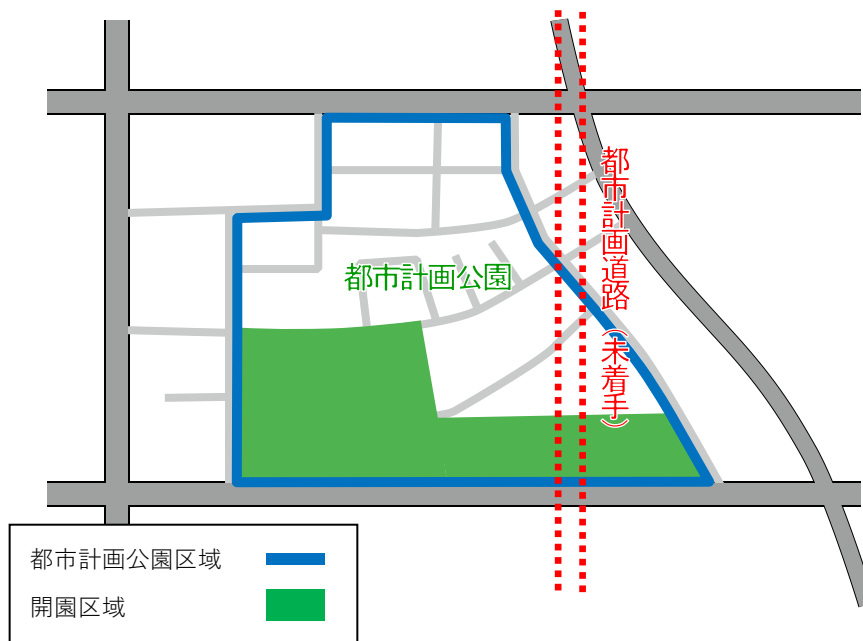


図 3-42 都市計画道路と都市計画公園等が重複しているイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、都市計画公園等と計画が重複している箇所としました。（対象箇所については、P64 の図 3-45 の検証結果の位置図参照）

検証方法

今回対象とする都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の検証に当たっては、以下の事項に配慮することとしました。

- 都市計画公園等に必要なレクリエーション機能、防災機能、環境保全機能及び景観形成機能を維持します。
- 開園している都市計画公園等の既存の緑や景観は可能な限り保全します。
- 本検討で対象としている都市計画道路は、整備方針（第四次事業化計画）における将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認されていることを前提とします。
- 道路線形の変更は、新たに都市計画道路区域に編入する箇所が発生するなど、周辺地域に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- 重複箇所に国が指定している史跡・名勝、鉄道、調節池がある場合は、対応方法について関係機関と調整する必要があります。

上記事項及び本検討の他の検証項目の検証結果を踏まえ、都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所については、双方の機能に配慮し、計画の整合を図るため、以下の2つの方向性に分類しました。

都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の変更の方向性

- ①今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所
- ②今後関係機関と調整が必要な箇所（国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池）

①今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所について

都市計画道路は、都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認されていることに加え、道路線形の変更は、新たに都市計画道路区域に編入する箇所が発生するなど、周辺地域に大きな影響を及ぼす可能性があります。

このため、都市計画道路は、原則として都市計画変更を行わず、重複する都市計画公園等については、双方の事業化の支障とならないよう調整し、都市計画変更を行う方針としました。

都市計画公園等については、原則、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画等の上位計画との整合を図るとともに、当該公園に必要な機能の確保を前提に、個別に都市計画変更を行います。

また、開園している公園については、既存の緑や景観、公園等の機能等にも配慮し、道路構造による対応の可能性を検討します。

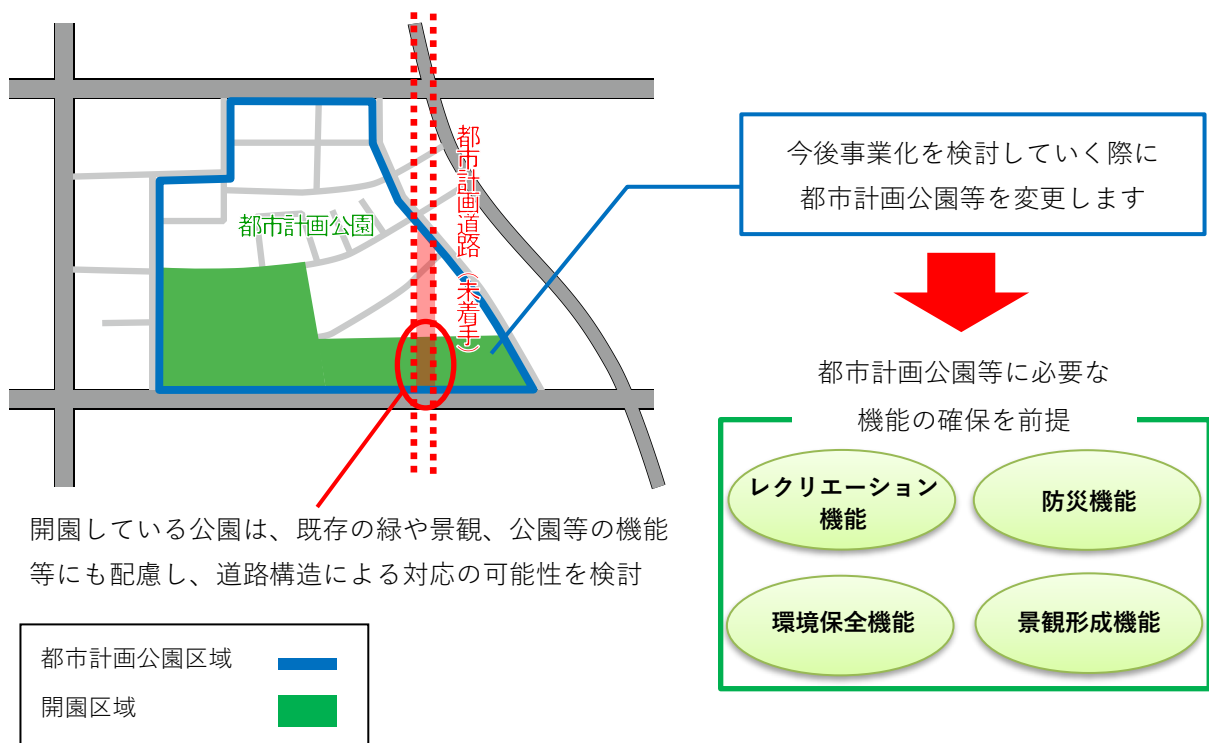


図 3-43 今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所のイメージ

②今後関係機関と調整が必要な箇所について

対象箇所には、都市計画道路と都市計画公園等が重複している箇所に国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池が存在する場合があります。

国指定の史跡・名勝が存在する箇所においては、事業に先立ち、都市計画道路及び都市計画公園等の整備方法について関係機関と調整する必要があります。また、鉄道、調節池との交差点においては、事業に先立ち、道路との交差構造について関係機関と調整する必要があります。

このため、これらの箇所については、双方の事業化に支障とならないよう国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池を所管する関係機関と調整を行い、これを踏まえ、都市計画道路又は都市計画公園等を変更する方向性としてしました。

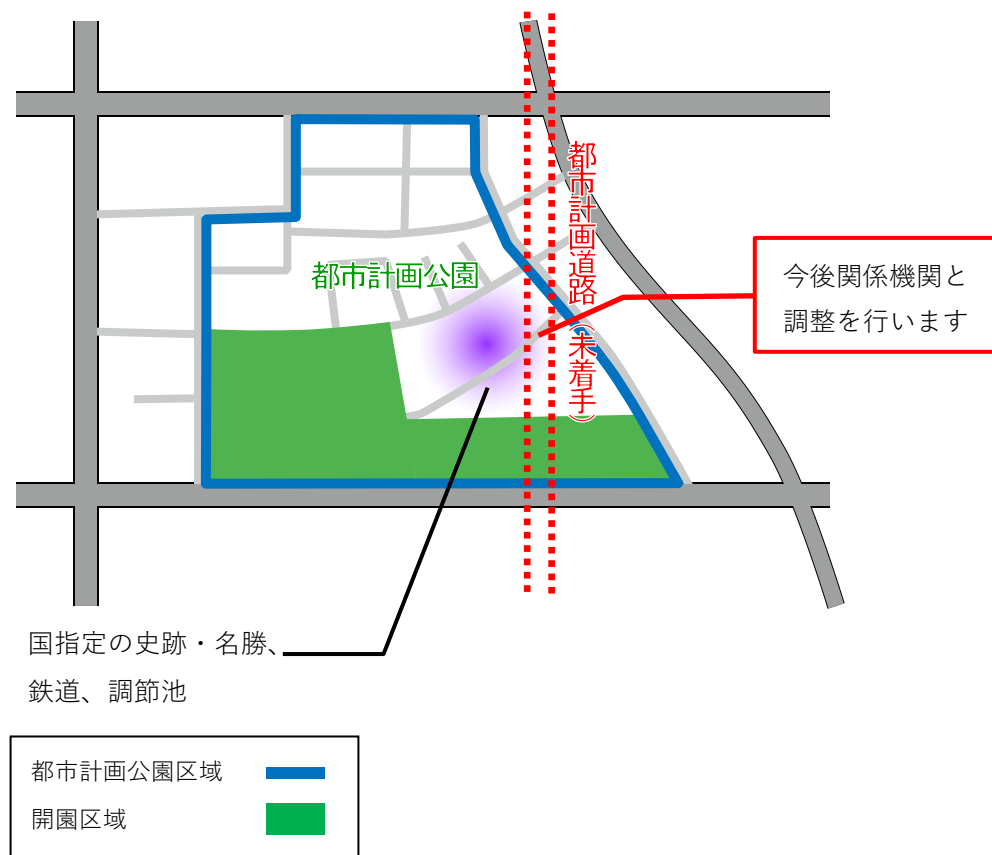


図 3-44 今後関係機関と調整が必要な箇所のイメージ

検証結果

以上を踏まえ、都市計画公園等との重複の検証結果の一覧表及び位置図を示します。^[1]

本検証は将来の事業実施に向けた方向性を示すものであり、ただちに都市計画変更を行うものではありません。今後、片方又は双方が事業化を検討する際に本検証結果を基に調整を行い、必要に応じて都市計画変更を行います。

検証を実施した箇所のうち、重複箇所が全部開園しているのは約3割であり、その他の箇所は一部開園、もしくは未開園となっています。都市計画公園等を変更するに当たっては、開園状況も踏まえ、当該公園に必要な機能（レクリエーション機能、防災機能、環境保全機能、景観形成機能）の確保を前提に、個別に調整します。また、開園している公園については、既存の緑や景観、公園等の機能にも配慮し、道路構造による対応の可能性を検討します。

表 3-10 【今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所】の一覧表

No.	公園名	路線名	所在区市町	重複箇所における 都市計画公園等の開園状況
公-1	芝公園	放射 20 号線	港区	開園
公-2	芝公園	補助 4 号線	港区	一部開園
公-3	有栖川宮記念公園	補助 10 号線	港区	開園
公-4	隅田川公園	放射 14 号線	台東区	未開園
公-5	隅田川公園	補助 109 号線	台東区	開園
公-6	千田町公園	放射 32 号線	江東区	開園
公-7	駒沢公園	補助 127 号線	目黒区	一部開園
公-8	貴船堀公園	補助 34 号線	大田区	開園
公-9	多摩川緑地	補助 208 号線	大田区	未開園
公-10	子の神公園	補助 209 号線	世田谷区	開園
公-11	祖師ヶ谷公園	補助 52 号線	世田谷区	未開園
公-12	祖師ヶ谷公園	補助 216 号線	世田谷区	未開園
公-13	下高井戸西公園	補助 215 号線	杉並区	開園
公-14	上井草公園	補助 132 号線	杉並区・練馬区	未開園
公-15	神田川第二緑地	放射 23 号線	杉並区	未開園
公-16	善福寺川緑地	補助 133 号線	杉並区	一部開園
公-17	玉川上水緑地	補助 128 号線	杉並区	一部開園
公-18	玉川上水緑地	補助 133 号線	杉並区	開園
公-19	下板橋第一公園	補助 84 号線	板橋区	一部開園
公-20	小豆沢公園	補助 244 号線	板橋区	開園

[1] 図 3-45「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図（P64 参照）にある公-59 の青山墓園と環状 4 号線支線 1 との重複箇所は、第 3 章 2（3）支線の検証において、環状 4 号線支線 1 が「計画の変更(支線の廃止)」（P 49 参照）となり、都市計画道路が廃止されることで重複が解消され、計画が整合します。

No.	公園名	路線名	所在区市町	重複箇所における 都市計画公園等の開園状況
公-21	板橋緑地	補助 84 号線	板橋区	未開園
公-22	大泉井頭公園	補助 232 号線	練馬区	一部開園
公-23	石神井川緑地	補助 132 号線	練馬区	未開園
公-24	石神井川緑地	補助 234 号線	練馬区	未開園
公-25	尾竹橋公園	補助 118 号線	足立区	開園
公-26	荒川緑地	補助 118 号線	足立区	未開園
公-27	荒川緑地	補助 139 号線	足立区	未開園
公-28	中川緑地	補助 259 号線	足立区・葛飾区	未開園
公-29	中川緑地	補助 261 号線	足立区・葛飾区	未開園
公-30	水元公園	補助 277 号線	葛飾区	未開園
公-31	中川緑地	補助 280 号線	葛飾区	一部開園
公-32	荒川緑地	補助 122 号線	江戸川区	未開園
公-33	清水公園	八王子 3・4・63 号線	八王子市	未開園
公-34	浅川河川緑地	八王子 3・4・63 号線	八王子市	未開園
公-35	浅川河川緑地	八王子 3・5・49 号線	八王子市	未開園
公-36	諏訪の森公園	立川 3・4・33 号線	立川市	未開園
公-37	昭和公園	昭島 3・4・1 号線	昭島市	開園
公-38	昭和公園	昭島 3・5・12 号線	昭島市	開園
公-39	布多公園	調布 3・4・26 号線	調布市	未開園
公-40	神代公園	調布 3・4・15 号線	調布市	未開園
公-41	神代公園	調布 3・4・26 号線	調布市	未開園
公-42	薬師池公園	町田 3・4・15 号線	町田市	開園
公-43	狭山緑地	東村山 3・4・34 号線	東村山市	開園
公-44	旧野川緑地	調布 3・4・7 号線	狛江市	開園
公-45	旧野川緑地	調布 3・4・8 号線	狛江市	開園
公-46	岩戸川緑地	調布 3・4・18 号線	狛江市	一部開園
公-47	東伏見石神井川緑地	西東京 3・4・17 号線	西東京市	未開園

表 3-11 【今後関係機関と調整が必要な箇所】の一覧表

No.	公園名	路線名	所在区市町	重複箇所における 都市計画公園等の開園状況
公-48	外濠緑地	放射 6 号線	千代田区・新宿区	未開園
公-49	外濠緑地	環状 2 号線	千代田区・新宿区・文京区	未開園
公-50	外濠緑地	補助 64 号線	千代田区	未開園
公-51	多摩川緑地	補助 43 号線	大田区	未開園
公-52	和田堀公園	補助 128 号線	杉並区	一部開園
公-53	善福寺川緑地	補助 215 号線	杉並区	一部開園
公-54	旧古河邸公園	放射 10 号線	北区	開園
公-55	井の頭公園	三鷹 3・4・12 号線	三鷹市	開園
公-56	井の頭公園	三鷹 3・4・13 号線	三鷹市	開園
公-57	玉川上水緑地	三鷹 3・4・12 号線	三鷹市	一部開園
公-58	玉川上水緑地	三鷹 3・4・13 号線	三鷹市	一部開園

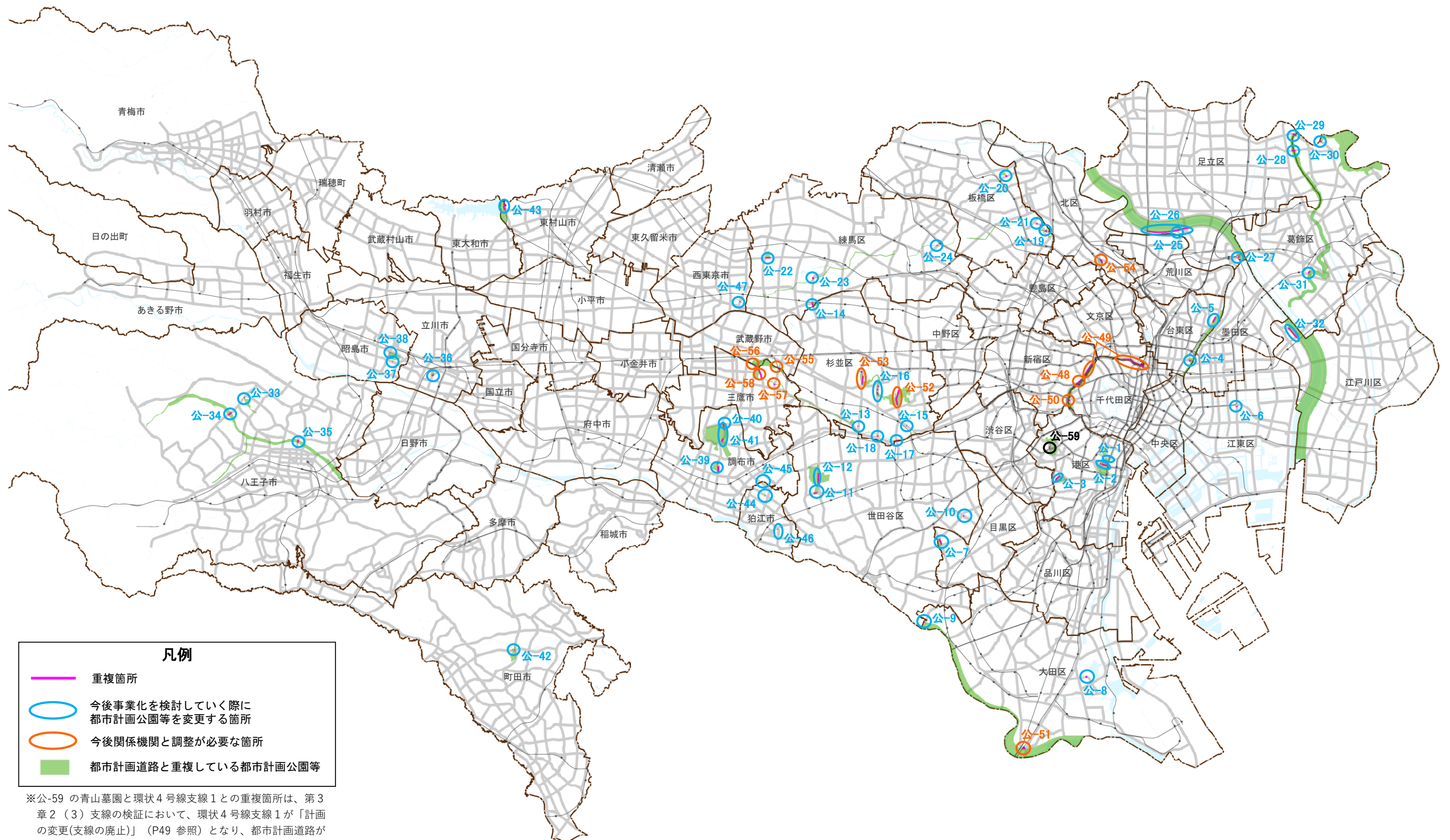


図3-45 「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図

（２）事業実施済区間

都市計画事業以外の手法により、既に事業が実施された区間について、交差する都市計画道路との交差点間において現道の道路幅員が都市計画道路幅員とほぼ同じであるものの、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間があります。これらの区間を、事業実施済区間と定義します。

事業実施済区間は、都市計画決定以前から道路が存在していた場合や、地形に合わせて整備を実施した場合に見られます。

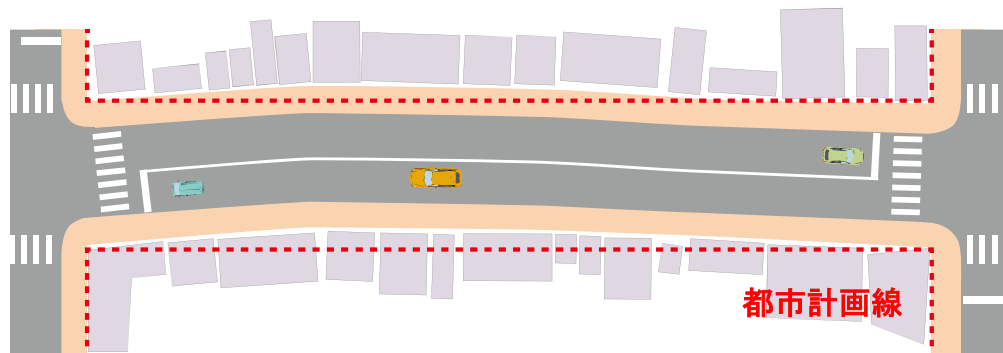


図 3-46 事業実施済区間のイメージ

検証対象

上記で定義した事業実施済区間としました。（対象箇所については、P66 の図 3-47 の予定路線の位置図参照）

検証方法

当該区間が道路構造条例等^[1]を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。

検証結果

以上を踏まえ、事業実施済区間の【計画の変更】予定路線（区間）の一覧表及び位置図並びに箇所図を示します。

表 3-12 【計画の変更】予定路線（区間）の一覧表

No.	路線名	区間	所在区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
事-1	環状 6 号線	大崎陸橋付近	品川区	280	都
事-2	補助 145 号線	放射 18 号線～補助 146 号線	品川区	260	区
事-3	八王子 3・4・63 号線	八王子 3・3・1 号線付近～ 八王子 3・4・67 号線付近	八王子市	1,070	都
事-4	三鷹 3・4・20 号線	三鷹 3・4・19 号線付近～ 三鷹 3・2・2 号線付近	三鷹市	600	都

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

[1] P19 を参照してください。

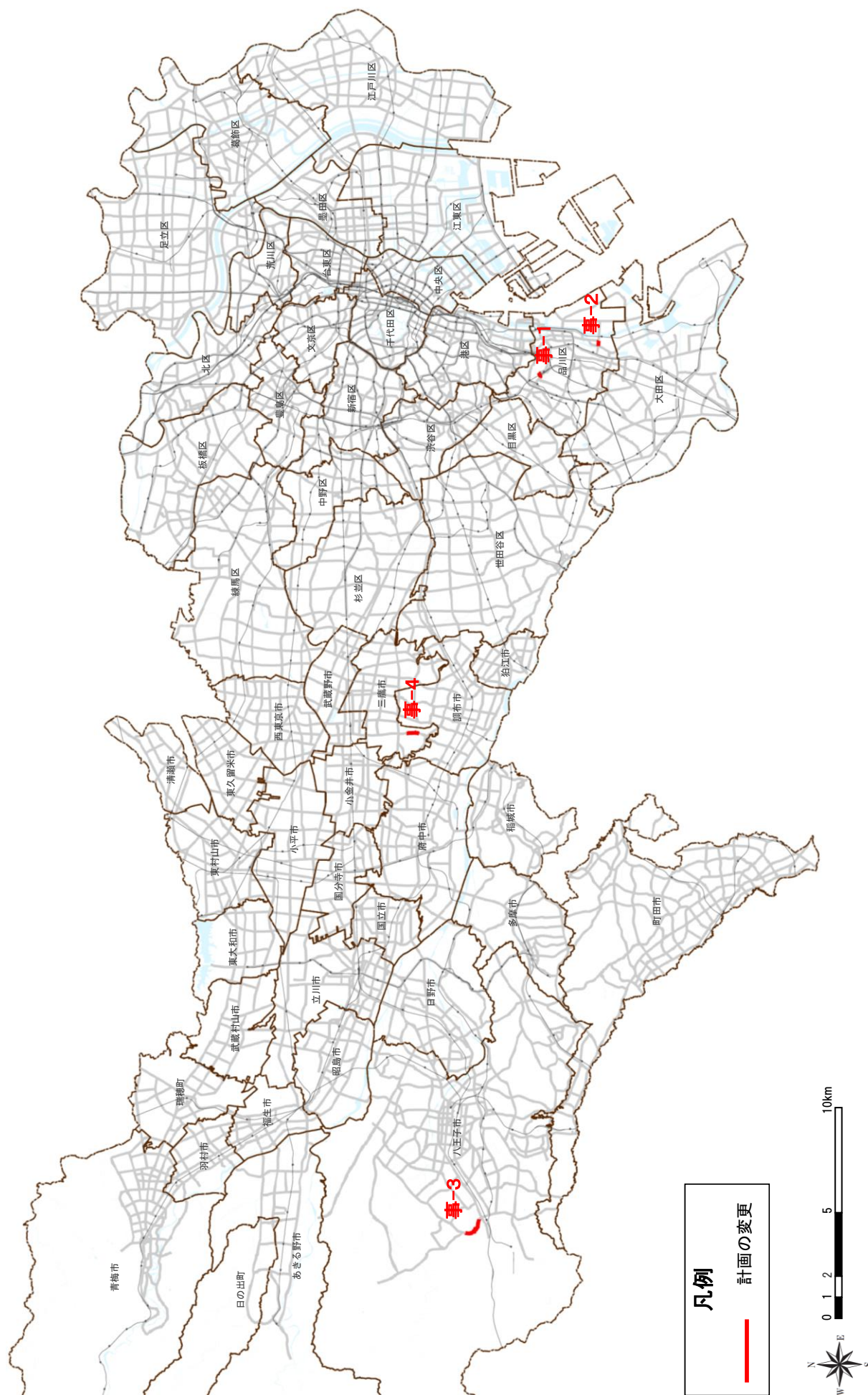


図 3 -47 【計画の変更】 予定路線の位置図

【事業実施済区間】

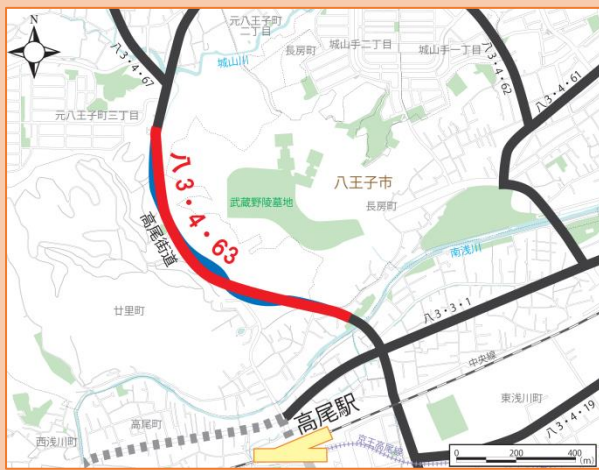
事-1 環状6号線



事-2 補助145号線



事-3 八王子3・4・63号線



事-4 三鷹3・4・20号線



変更予定路線： ■ 、 現道： ■ 、 完成又は事業中の路線： ■
 概成道路： ■ 、 現道無道路： ■ 、 区市町境： ■

図 3-48 【計画の変更】 予定路線の箇所図